

住民税減額の経過措置

～平成十九年中の所得が大きく減った場合～

税務課 ☎248857

平成十九年に国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲が実施されました。一年間の所得や家族構成が前年と変わらなければ、多くの人は、住民税（市・県民税）が上がりますが、所得税は下がります。

つまり、税源移譲の前と後で、所得税と住民税を合わせた負担合計額が変わらない制度の仕組みとなっています。

しかし、平成十九年中の所得が著しく減少し、所得税が課税されなくなった人で、平成二十年度住民税の課税所得金額が「所得税と住民税の人的控除額の差（下表参照）の合計額」以下の人は、平成十九年度分の住民税が税源移譲前の税率で計算した額まで減額される経過措置があります。

ただし、寄附金控除や住宅ローン控除などによって、所得税が課税されなくなったり、平成十九年中に亡くなられたりした人、海外に転出して平成二十年一月一日現在、国内に居住され

ていない人には適用されません。減額措置を受けるには、平成十九年度の市・県民税を納めた市町村に対し、七月一日（火）から三十一日（木）までに申告書を提出する必要があります。

なお、平成十九年一月一日から引き続き丸亀市に住所がある人で、市の課税資料により、この経過措置の適用が見込まれる人には、六月下旬に「減額申告書」を送付しています。

Q & A

Q 平成二十年三月に退職しました。平成二十年の住民税は平成十九年中の所得に応じて課税されるはずですが、平成二十年中の収入が無く、所得税が課税されない場合は、平成二十年の住民税は減額されますか？
A 年度間の所得変動に係るこの経過措置は、平成十九年度分の住民税のみ適用で、二十年度は適用されません。
Q 平成十九年一月一日には丸亀市に住所がりましたが、九

月にA市に転出しました。住民税の減額申請は、丸亀市とA市のいずれに提出すればいいのですか？
A 平成十九年一月一日現在の住所地である丸亀市に申請してください。
Q 平成十八年分の所得税は課税されています。平成十九年分

の所得税は、住宅ローン控除で税額控除があり、掛かりません。平成十九年度分の住民税はどうなるのですか？
A この措置は、所得変動を理由とする場合に適用されますので、住宅ローン控除などで所得税が課税されなくなった人には、適用されません。

【所得変動のモデルケース】

● 独身で、平成十八年分の給与収入三〇〇万円（社会保険料三十万円）が、平成十九年分は給与収入二〇〇万円（社会保険料十二万円）になった場合

$$\text{①平成20年度住民税の課税所得金額 1万円} \leq \text{②人的控除額の差の合計額 5万円}$$

- ① = 給与収入110万円 - 給与所得控除65万円 - 社会保険料控除11万円 - 基礎控除33万円
- ② = 所得税の基礎控除38万円 - 住民税の基礎控除33万円（独身のため基礎控除のみ）

平成19年の収入に変わりがない場合

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	124,000円	62,000円
住民税	64,500円	126,500円
合計	188,500円	188,500円

平成19年の収入が110万円に減少した場合

	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	差額
所得税	0円	0円	0円
住民税	64,500円	126,500円	62,000円
合計	64,500円	126,500円	62,000円

人的控除の区分	*差額	控除額		
		所得税	住民税	
基礎控除	5万円	38万円	33万円	
扶養控除	配偶者	5万円	38万円	33万円
	一般扶養	5万円	38万円	33万円
	特定扶養	18万円	63万円	45万円
本人	寡婦	1万円	27万円	26万円
	障害者	1万円	27万円	26万円
	特別障害者	10万円	40万円	30万円

教えて! 長寿医療制度 4

(後期高齢者医療制度)

～保険料の普通徴収が始まります～

税務課 ☎248857 保険課 ☎248842

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料が、4月から8月の支給年金から天引きされていない人は、納付書で納めていただくこととなります。7月中旬(*被用者保険の被扶養者であった人は10月中旬)に保険料通知書と納付書をお送りします。

*被用者保険：政府管掌・船員・組合管掌・共済などの保険であり、国民健康保険は含まれません。

●保険料額

$$\text{年間保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

所得割額：基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率(8.98%)
 均等割額：一人当たり47,700円

保険料は、被保険者の平成19年中の所得に応じて決まる「所得割額」と被保険者が等しく負担する「均等割額」の合計額となります。なお、所得の低い人は、一定要件のもと、均等割額が軽減されます。

被用者保険の被扶養者であった人は、平成20年度の保険料額が軽減され2,300円となりますが、本制度加入以前に加入していた保険者からの被扶養者情報を処理する都合上、いったん、上記の方法で算定された保険料額の通知書を送る場合があります。通知書の保険料額を確認し、軽減されていない場合は、市税務課へお問い合わせください。

●納付方法

- 平成20年4月支給年金から保険料が天引きになっていない人(2に該当する人以外)
 - 平成20年10月支給年金から保険料が天引き

になる人
 4月分から9月分までの保険料を第1期から第3期までの3回で納付していただき、10月分から来年3月分までの保険料は10月・12月・来年2月に支給される年金からの天引きとなります。

(b)平成20年10月支給年金から保険料が天引きにならない人

平成20年度の保険料全額を第1期分から第8期分までの8回で納付していただきます。

2. 被用者保険の被扶養者であった人(4月分から9月分までの保険料の納付はありません。)

(c)平成20年10月支給年金から保険料が天引きになる人

10月分から来年3月分までの保険料は、10月・12月・来年2月に支給される年金からの天引きとなります。

(d)平成20年10月支給年金から保険料が天引きにならない人

10月分から来年3月分までの保険料を、第4期から第8期までの5回で納付していただきます。

保険料納付期限 (普通徴収分)		納付方法1		納付方法2	
		(a)	(b)	(c)	(d)
第1期	7月31日	○	○	納付なし	納付なし
第2期	9月1日	○	○		
第3期	9月30日	○	○		
第4期	10月31日	年金天引き	○	年金天引き	○
第5期	12月1日		○		○
第6期	1月5日		○		○
第7期	2月2日		○		○
第8期	3月2日		○		○



○：納付書で直接納める